

## 令和6年第1回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日(木) 開会 午後 3時30分

2. 開催場所 入間市庁舎 B棟 5階 全員協議会室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

5番 清水裕司 6番 宮岡康光 7番 上原和子

8番 中村勝雄 9番 荻野 実 11番 野村雅紀

4. 欠席委員(1人)

4番 中島伸吉

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩崎 聡

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

環境経済部長 岸 道博

環境経済部次長 横田 一洋

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第1回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、4番、中島伸吉委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、2番、宮岡幸江委員、3番、清水昇委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第5号2番は、議長である私、中島敦夫が、当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

私が退席の間は、会長代理である10番、久保田勝委員に議長を務めていただきます。

よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

### ○農業委員10番(久保田勝君)

10番、久保田です。議案第1号の1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、当事者、土地の表示、申請理由、摘要については配布議案書の通り。

1月20日に、間野推進委員と一緒に、現地確認と譲受人の自宅で話を伺ってきました。

譲受人は高齢ですが意欲があり、耕作は譲受人と、長男の2名で行っているとの事です。

なお、長男は年間50日ほど手伝っているとの事です。現在耕作している畑の半分は茶畑で、残りは野菜畑でキュウリ、ナス、白菜、里芋等を栽培されています。

所有する農機具もトラクター1台、耕運機5台、茶刈機4台、軽トラック1台を所有しております。

申請地はゆず畑となっており、取得後もゆず畑として利用する予定です。

案内図を見てもらうとわかるのですが、申請地には接道がなく、申請地南側の黒く囲ってある部分、宅地なのですが、ここは譲受人親族が取得し通路として使用するとのこと。

なお、譲受人の自宅は、四角に囲ってある南側の隣接地です。

特に問題ないかと思われますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。  
以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子・豊岡（中）地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

#### ○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子・豊岡（中）地区推進委員の間野です。

1月20日に、担当の久保田委員と一緒に現地を確認しました。

申請農地については、今後も果樹園として利用するとのこと、久保田委員の説明の通り、特に問題はないかと思われます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

#### ○事務局

議案第1号の1番の、農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

久保田委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であります。

申請地の耕作状況は、果樹の植付けをして利用していた農地であり、許可後も、樹園地として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

申請者親族取得地というところの案内図の方の、これを譲受人の土地という風に説明を受けたような気がするのですけれども。

○事務局

すみません。補足させていただきます。

案内図にて説明いたします。今回の申請地は、黒く塗りつぶしたところとなっております。南側にございます、申請者親族取得地と記載された宅地と申請地を同時に取得するという意味で記載いたしました。その農地、取得地のさらに南側が、譲受人の自宅となっております。ちょっと書き方がわかりづらく申し訳ありませんでしたが、申請農地の接道が取れることが分かる旨の説明でございます。よろしく申し上げます。

○議長

よろしいですか。

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

はい。

○議長

他に何かございますか。よろしいですかね。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

それでは、1 番を議題といたします。

担当 10 番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員 10 番 (久保田勝君)

10 番、久保田です。1 番についてご説明申し上げます。

1番、当事者、土地の表示、申請理由、摘要については配布議案書の通り。

1月20日に、間野推進委員と申請地の状況等を確認してきました。

今回、理由書を読まないということなので、ちょっと補足させていただきます。〇〇が〇〇を利用することになり、今までは〇〇を〇〇〇として使っていたのですが、〇〇が〇〇になっているのでちょっと不便だということで、〇〇に〇〇〇を設けたいという申請となります。

申請者の自宅の前に、〇〇の家が2軒あるのですが、その住宅と住宅の間を農地転用したいということで、そこであれば特に問題はないのかと思われまます。

なお昨年12月14日付けで、農用地区域から除外されました。

以上、やむを得ないものではないかと思いますが、ご審議よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子・豊岡（中）地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子・豊岡（中）地区推進委員の間野です。

1月20日に、担当の久保田委員と一緒に、現地を確認しました。

久保田委員の説明の通り、問題ないかなと思われまます。よろしくご審議お願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

この議案第2号1番につきましては、お手元にA3横の大きい地図の資料も配布しておりますので、こちらもご覧になりながら、ご審議をお願いいたします。

議案第2号1番については、こちらの申請地は、農用地区域内であったため、過去に農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

それでは1番を議題といたします。

担当4番、中島伸吉委員ですが、本日欠席のため事務局に代読を願います。

○事務局

中島委員さんから読み原稿をお預かりしておりますので、代読で説明させていただきます。

議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。

譲受人、筆数、面積、申請理由、摘要については、配布議案書の通りとなっております。

今回、理由書の読み上げを省略いたしました。内容としましては、申請理由の通りですね、現在使用している駐車場の返却を迫られたため、駐車場を確保すべく申請するという形になっております。お手元にごございます議案第3号1号の資料の方も併せてお目通しいただければと思います。

1月22日に、豊泉推進委員と別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり〇〇〇〇〇〇〇〇の東側に位置しており、周囲には農地、住宅、工場などが混在する箇所となります。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、隣接する譲受人工場の従業員等の駐車場としての利用となっております。転用面積も必要最低限となっており、周辺への影響も無い形で施工する事などから農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しくお願ひします。

読み上げは以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

1月23日に、担当の中島委員とは別々に、現地を確認しました。

ただいま中島委員の説明の代読があった通り、特に問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第3号1番について、こちらの申請地は、農用地区域内であったため、過去に農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。その他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(はい。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

それでは、2番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番(清水昇君)

3番、清水です。議案第3号の2番について、ご説明を申し上げます。

譲受人、筆数、面積、申請理由、摘要については、配布議案書の通りです。

1月21日に、宇津木推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、周囲には農地や川、工場などがある箇所となります。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、既存敷地にあった従業員等の駐車場としての利用となっております。周辺への影響も無い形で施工する事などから農地転用申請はやむを得ないものと思われれます。

ご審議の程宜しくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

宮寺・二本木地区推進委員の宇津木です。

1月21日に、担当の清水委員と一緒に、現地を確認しました。

清水委員の説明の通り、特に問題はないかと思われれますので、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第3号2番について、申請地は農用地区域内であったため、過去に農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「既存の施設の拡張として、拡張の係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2を

超えないものに限る」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

これ下が砂利のようですが、雨水柵とか雨水の対策はどのようになっていますか。

○事務局

雨水対策につきましては、舗装した場合には雨水トラップ等により雨水対策のものを施すような形ですが、砂利敷きの場合にはですね、特にこういう雨水柵を設置する場合もございしますが、設置しない場合も、砂利であればしっかり浸透する形となっているということです。あとは、今回境界のところですね、ブロック等を設置するというので、東側の方に、ちょっと農地の方に新設ブロックなどを設置することで、隣接農地への影響がない形での施行ということで確認しておりますので、支障はない形かと考えております。以上でございます。

○議長

よろしいですか。他に何かございませんか。

(田中推進委員 挙手)

○農地利用最適化推進委員 (田中勲君)

○○○○○というところで、そちらの方にも新設ブロック 1 段ということで、雨水の流入対策の方とられていると思うのですが、○○の場合には基準とかあるのですか。

○事務局

田中委員さんのお話ですが、転用するにあたって転用する敷地から外の方に被害が及ばない、被害防除って言い方しておりますが、既存で○○の方にブロック等が設けてあれば新たに設置の方がいらないのですが、多分今まで畑で使っていたところで境のところも何

もない形であったため、ブロックを新たに設置することで今回転用申請時に〇の方に、雨だとか土とかが流れないってこと、措置をする形の施工となっております。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

特別にその〇だからといって、何か特別なことをしなきゃいけないみたいな基準はないのですか。

○事務局

特にございませぬ。あくまでもその畑を転用するにあたって、その隣接農地に迷惑や支障がかかるかどうかというところでは審査しております。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

わかりました。ありがとうございます。

○議長

他にございますか。よろしいですか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第3号の3番についてご説明を申し上げます。なお、一部〇〇分もございますが、私の方で一括して説明させていただきます。

3番、譲受人、筆数、合計面積、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月21日に、宇津木推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲には農地、譲受人の配送拠点などが点在する箇所となります。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、別敷地にあった業務車両の駐車場としての利用となっております。

今回の申請にあたり、周辺農地所有者の同意書の添付もあり、周辺への影響も無い形で施工する事などから農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

宮寺・二本木地区推進委員の宇津木です。

1月21日に、担当の清水委員と一緒に現地を確認しました。

清水委員の説明通り、特に問題はないと思われまふので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第3号3番について、申請地は農用地区域内であったため、過去に農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第4号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第4号の1番についてご説明を申し上げます。

1番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

1月21日に、的場推進委員と別々に耕作状況などを確認してきました。

借受人は、居住地区にて野菜栽培する基幹農家です。耕作は家族3名、パート3名で耕作されております。

今回の申請地は、野菜畑として利用する予定です。

入間市で自作地、借入地含め2.6ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機7台、トラクター4台、軽トラック3台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場でございます。

1月22日に、野村委員と別々になりますが、現地は確認いたしております。

野村委員の説明の通りに、特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の1番の説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

野村委員に、ご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は、すべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

続いて、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明をお願いします。

○農業委員6番（宮岡康光君）

6番、宮岡です。議案第5号の1番についてご説明申し上げます。

1番、相続人氏名、筆数、合計面積につきましては、配布議案書のとおりです。

1月20日に、大室推進委員とは別々に現地確認を行いました。また、相続人ご本人と奥様からも、自宅にてお話を伺ってきました。

相続人は居住地区に農地を所有する製茶農家であり、申請地は茶畑や普通畑として適切に利用されています。

申請地につきましては、案内書の1番、2番をご参考にしていただきたいと思います。

1番につきましては〇〇〇の南方に6筆ございます。2番目の土地につきましては、〇〇〇の周辺に5筆ございますので、ご参考にしていただきたいと思います。

耕作につきましては、相続人さんご夫婦と従業員2名の計4名で行っております。

農機具につきましても、耕運機3台、普通トラック2台、乗用摘採機など必要なものを所有しております。

現地の耕作の状況や農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題はないと思われませんが、ご審議くださいますよう宜しくお願い申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武・豊岡（北）地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武・豊岡（北）地区推進委員の大室です。

1月22日に、担当の宮岡委員とは別々に現地を確認いたしました。

宮岡委員の説明の通り、特に問題はないかと思われますのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、12番、私、中島敦夫は退席いたします。

議長を交代するため、暫時休憩といたします。

休憩 午後4時13分

(会長退席・議長交代)

○臨時議長(久保田勝君)

それでは、会議を再開いたします。

再開 午後4時14分

○臨時議長

担当4番、中島伸吉委員は欠席のため、事務局にて代読を願います。

○事務局

議案第5号の2番につきまして、中島委員からお預かりしました読み上げ原稿を、事務局代読によりご説明申し上げます。

2番、相続人氏名、筆数、合計面積については、配布議案書のとおりとなっております。

1月19日に、豊泉推進委員と別々に現地確認を行いました。また相続人からも、直接お話を伺ってきました。

相続人は居住地区に農地を所有する製茶農家で、申請地は茶畑として適切に利用しております。耕作は相続人ご家族4名で行っており、農機具についても、耕運機2台、普通トラック1台、乗用摘採機2台、乗用防除機1台など必要なものを所有しております。

現地の耕作の状況や農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題はないと思われませんが、ご審議くださいますよう宜しくお願いします。以上、代読させていただきました。

○臨時議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

1月24日、担当の中島伸吉委員とは別に現地を確認しました。

ただいま説明があったとおり、特に問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

○臨時議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○臨時議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

ここで、12番、中島敦夫会長の退席を解除し、議長を交代するため、暫時休憩といたします。

休憩 午後4時17分

（会長復席・議長交代）

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午後4時18分

○議長

報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については3件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については5件。

それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号及び第2号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時19分